



中山達樹

項目	留意点
インフラ	停電やストライキ
外資規制	比較的緩やか
ガバナンス	大きな特徴なし
労務	イスラム教徒特有の難しさ／解雇規制は緩やか
汚職・腐敗	国内法はともかく、海外法にも注意
競争法	国内法はともかく、海外法にも注意
紛争解決	裁判はとても長期
BCP	リスク大

図表 アジア圏における在留邦人数



邦人数は、九八五人（外務省登録）。これは、他のアジア諸国に比べると、一〇分の一以下。それだけ「未開」な国といえるが、一方、だからこそ、「先行者利益」が期待できるともいえる。

日本車が九割程度を占めることに代表されるように、バングラデシュは親日国である。良好な対日感情を利用したビジネスの展開が望まれる。マイクロファイナンスを展開してノーベル平和賞を受賞したユヌス氏とグラミン銀行に代表されるように、貧困層を対象としたBOPビジネスが盛んな国である。

日系企業のアンケートによれば、バングラデシュにおいて経営上、最も問題なのは「原材料・部品の現地調達の難しさ」。その次に問題とされるのは「従業員の質」で、「通関等諸手続の煩雑さ」がこれに続く。コンテナ輸送費がASEAN諸国と比べて高いのもデメリットといえよう。なお、時差は日本と三時間であり、日本からの直行便はない。

邦人数は、九八五人（外務省登録）。

これは、他のアジア諸国に比べると、一〇分の一以下。それだけ「未開」な国といえるが、一方、だからこそ、「先行者利益」が期待できるともいえる。

日本車が九割程度を占めることに代表されるように、バングラデ

シュは親日国である。良好な対日

感情を利用したビジネスの展開が

望まれる。マイクロファイナンス

を展開してノーベル平和賞を受賞

したユヌス氏とグラミン銀行に代

表されるように、貧困層を対象と

したBOPビジネスが盛んな国で

ある。

日本車が九割程度を占めることに代表されるように、バングラデ

シュは親日国である。良好な対日

感情を利用したビジネスの展開が

望まれる。マイクロファイナンス

を展開してノーベル平和賞を受賞

したユヌス氏とグラミン銀行に代

表されるように、貧困層を対象と

したBOPビジネスが盛んな国で

ある。

日本車が九割程度を占めることに代表されるように、バングラデ

シュは親日国である。良好な対日

感情を利用したビジネスの展開が

望まれる。マイクロファイナンス

を展開してノーベル平和賞を受賞

したユヌス氏とグラミン銀行に代

表されるように、貧困層を対象と

したBOPビジネスが盛んな国で

ある。

3 外資規制と進出形態

以下のとおり、バングラデシュの外資規制自体が、他国と比べて顕著に厳しいというわけではない。しかししながら、当局や担当弁護士・コンサルタントのレベルが低く、不合理的抵抗に遭つたり、思つた以上に進出諸手続に手間取つたりすることも多い。

日本車が九割程度を占めることに代表されるように、バングラデ

シュは親日国である。良好な対日

感情を利用したビジネスの展開が

望まれる。マイクロファイナンス

を展開してノーベル平和賞を受賞

したユヌス氏とグラミン銀行に代

表されるように、貧困層を対象と

したBOPビジネスが盛んな国で

ある。

日本車が九割程度を占めることに代表されるように、バングラデ

シュは親日国である。良好な対日

感情を利用したビジネスの展開が

望まれる。マイクロファイナンス

を展開してノーベル平和賞を受賞

したユヌス氏とグラミン銀行に代

表されるように、貧困層を対象と

したBOPビジネスが盛んな国で

ある。

1 進出基本データ

バングラデシュのGDP成長率は、年率六・四%。バングラデシユ進出を考える企業は、安い労働力に期待した縫製業等の労働集約産業が多数を占めると思われる。

世界銀行のDoing Businessランキングは、一七六位。最も「ビジネスがしにくい」国の一つである。進出日系企業は二四〇社で、在留

はじめに
日系企業のアジア投資は、「Go West」（西漸運動）の様相を呈している。ベトナムやタイへの投資ブームが一段落し、新たに「フロンティア」を求めて、より西に位置するミャンマー・スリランカへの投資も盛んになってきた。昨年の首都ダッカのテロで有名になってしまったバングラデシュも、このGo Westの流れに沿っている。

○歳も若い（注2）。

ちなみに、国歌の作詞者は、アジア人で初めてノーベル賞を受賞した、ノーベル文学賞受賞者タゴール。

バンガラデシュの国旗が、日本の丸と色違いという点はよく知られているが、バンガラデシュ国旗の丸は、中央からやや左にずれている。

で僅か二万円程度である（時間制報酬ではなく）。

多産で知られるイスラム教が国教であるものの、出生率は、一人当たり二・二人とそれほど高くなない。国民の平均年齢は二六・三歳であり、日本の四六・九歳よりも若い（注2）。

夏の首都ダッカのテロで有名になってしまったバングラデシュも、このGo Westの流れに沿っている。

日本の約三分の一の面積に、世界七位の人口約一・七億人がひしめいているため、人口密度は、世界最大である（一〇八四人／平方キロメートル、都市国家を除く）。この人口密度のためか、バスの乗客は車内には入り切らず、屋根にまで登つて移動する。危険ではあるが、背に腹は代えられないのだろう。公用語はベンガル語である。

世界最貧国として知られ、一人当たり年間GDP一二一一米ドル（注1）は、カンボジア（一一五八米ドル）と同レベル。なお、筆者が現地弁護士から見聞したところによると、弁護士の初任給も、月額最大である（一〇八四人／平方キロメートル、都市国家を除く）。この人口密度のためか、バスの乗客は車内には入り切らず、屋根にまで登つて移動する。危険ではあるが、背に腹は代えられないのだろう。公用語はベンガル語である。

世界最貧国として知られ、一人当たり年間GDP一二一一米ドル（注1）は、カンボジア（一一五八米ドル）と同レベル。なお、筆者が現地弁護士から見聞したところによると、弁護士の初任給も、月額最大である（一〇八四人／平方キロメートル、都市国家を除く）。この人口密度のためか、バスの乗客は車内には入り切

(1) 外資規制

総じて、緩やかな外資規制といえる。例えば、小売業を含めて、外資100%での出資が可能であり、また、金融業以外の業種は、最低払込資本金の制限はない。

たゞ、小売業やサービス業は、投資庁の個別審査が必要となるなど、途上国特有の、当局による裁量に左右される危険性はある。

このような「法的な規制」のみならず、当局や現地担当者の「実務レベル」の低さから、思わずストレスを抱えることが多いのが実情である。

(2) 進出形態

前記のような緩い外資規制であるため、支店等による進出ではなく、現地法人を合弁等により設立することが一般といえる。買収・M&Aの対象となるような魅力のある現地企業はほとんどないようである。

なお、非公開会社では、最低二名の株主が必要となる。

(3) 土地所有

土地規制も緩やかであり、外国資本であっても、個人ではなく法



人形態であればバングラデシュの土地を所有できる（ただし、輸出加工区や、大規模な土地所有を除く）。

なお、土地の相続に起因して、地権者が数十人・数百人単位で発生し、その権利関係の整理に多大な時間とストレスを要するという話もよく耳にするところである。

前記のようないくつかの問題があるが、そのうちの一つが、現地企業の「三分の三」以上の賛成が必要である。

日本の「三分の一」とは異なることに注意を要する。つまり、資本的に会社の支配権を確保したいのであれば、七五%以上の株式を保有しておかねばならない。

(4) 経済特区

バングラデシュでは、計八つの輸出加工区（EPZ=Export Processing Zone）において投資奨励策がとられている。しかしながら、これらの加工区は飽和状態であり、十分な空きがないとされている。

現在、この加工区とは別に、特別経済区（SEZ=Special Economic Zone）を開発中である。

(1) モンロー

旧英植民地であるため、いわゆる大陸法ではなく判例法（モンロー）制度を採用している。そのため大陸法の日本と異なり、契約の成立要件として対価関係（consideration、約因）が必要となる。

つまり、バングラデシュにおける契約は「双務的」でなければならず、いわゆる「一筆書かせて」片務的に相手方に義務のみを負わせる形態の書面は、契約としては成立しない。これはコモンロー諸国一般的の留意点であり、特に、退職社員に退職後も競業避止義務を負わせたい場合によく問題になる。

(2) 取締役

会社の取締役の最低人数は二人である。取締役の国籍・居住要件はないため、日本に居住する日本人

(4) 会社秘書役

日本にはない機関として、総務的な仕事を担う有資格の会社秘書役（Company Secretary）を設置することが多い。

(5) 株主総会の決議方法

多くのアジア諸国同様、「一株一議決権」ではなく、「頭数」による挙手が原則とされる。日本から出資する場合、出席者の数により決議が支配されることは極力防ぐべきであるから、あらかじめ現地会社の定款において「一株一議決権」を定めておくべきである。これにより、持株比率で多数を占めおけば、株主総会でも支配権を確保することができる。

(6) 株主総会の特別決議

取締役・監査役の解任、定款変更

(3) 監査役

日本のように業務監査を行う監査役ではなく、会計監査を行いう有資格の会計監査人（auditor）が必要である。

4 ガバナンス

人が、そのままバングラデシュの会社の取締役になることができる。

(1) 給与

バングラデシュにおける製造業の作業員（最も賃金レベルが低い従業員）の月額平均給料は、一米ドルである。タイ、マレーシア、インドネシア等の約三分の一である（注3）。

ただ、このような途上国では、安価な労働力と引き換えに、電力不足を補う自家発電コストと、低い労働生産性を覚悟しなければな

(2) 勤務

以下のとおり、バングラデシュの労務には、人件費が安く、解雇規制が緩やかというメリットがある反面、途上国特有のリスクがあるという特徴がある。

(3) 労働生産性・低い識字率

労働生産性に直結する識字率は、特に決議には、出席株主の「四分の三」以上の賛成が必要である。日本の「三分の一」とは異なることに注意を要する。つまり、資本的に会社の支配権を確保したいのであれば、七五%以上の株式を保有しておかねばならない。

(4) 解雇規制

多くのアジア諸国と異なる顕著な特徴として、シンガポール同様、解雇に正当事由は不要である。つまり、勤続一年当たり一ヵ月分の解雇手当等を支払うことによって、労働者を「理由なく」解雇できる。これは進出企業にとっての大きなメリットといえる。

(5) 現地人雇用義務

途上国特有の現地人雇用義務が適用される労災補償等の特別法が現在国会に提出中であるため、同加工区に関連する事業者は本法の成立動向に注意を要する。

(6) 改正法その他近年の動き

輸出加工区（EPZ）の労働者に適用される労災補償等の特別法が現在国会に提出中であるため、同加工区に関連する事業者は本法の成立動向に注意を要する。

(7) 改正法その他近年の動き

勤続年数に応じた法定の離職手当を支払うことが必要である。これは、他のアジア諸国と同様の特徴といえる。

(8) 改正法その他近年の動き

バングラデシュのよろな途上国では、「勤続一年当たり一ヵ月分」などの法定の解雇手当のみならず、それを上回るプラスアルファの費用を気前よく支払って、労働紛争を未然に回避するという柔軟な解

(9) 汚職・腐敗防止

(10) 腐敗データ

(11) 腐敗データ

(12) 腐敗データ

(13) 腐敗データ

(14) 腐敗データ

(15) 腐敗データ

(16) 腐敗データ

(17) 腐敗データ

(18) 腐敗データ

(19) 腐敗データ

(20) 腐敗データ

(21) 腐敗データ

(22) 腐敗データ

(23) 腐敗データ

(24) 腐敗データ

(25) 腐敗データ

(26) 腐敗データ

(27) 腐敗データ

(28) 腐敗データ

(29) 腐敗データ

(30) 腐敗データ

(31) 腐敗データ

(32) 腐敗データ

(33) 腐敗データ

(34) 腐敗データ

(35) 腐敗データ

(36) 腐敗データ

(37) 腐敗データ

(38) 腐敗データ

(39) 腐敗データ

(40) 腐敗データ

(41) 腐敗データ

(42) 腐敗データ

(43) 腐敗データ

(44) 腐敗データ

(45) 腐敗データ

(46) 腐敗データ

(47) 腐敗データ

(48) 腐敗データ

(49) 腐敗データ

(50) 腐敗データ

(51) 腐敗データ

(52) 腐敗データ

(53) 腐敗データ

(54) 腐敗データ

(55) 腐敗データ

(56) 腐敗データ

(57) 腐敗データ

(58) 腐敗データ

(59) 腐敗データ

(60) 腐敗データ

(61) 腐敗データ

(62) 腐敗データ

(63) 腐敗データ

(64) 腐敗データ

(65) 腐敗データ

(66) 腐敗データ

(67) 腐敗データ

(68) 腐敗データ

(69) 腐敗データ

(70) 腐敗データ

(71) 腐敗データ

(72) 腐敗データ

(73) 腐敗データ

(74) 腐敗データ

(75) 腐敗データ

(76) 腐敗データ

(77) 腐敗データ

(78) 腐敗データ

(79) 腐敗データ

(80) 腐敗データ

(81) 腐敗データ

(82) 腐敗データ

(83) 腐敗データ

(84) 腐敗データ

(85) 腐敗データ

(86) 腐敗データ

(87) 腐敗データ

(88) 腐敗データ

(89) 腐敗データ

(90) 腐敗データ

(91) 腐敗データ

(92) 腐敗データ

(93) 腐敗データ

(94) 腐敗データ

(95) 腐敗データ

(96) 腐敗データ

(97) 腐敗データ

(98) 腐敗データ

(99) 腐敗データ

(100) 腐敗データ

(101) 腐敗データ

(102) 腐敗データ

(103) 腐敗データ

(104) 腐敗データ

(105) 腐敗データ

(106) 腐敗データ

(107) 腐敗データ

(108) 腐敗データ

(109) 腐敗データ

国の中ではミャンマーの一三六位を下回り、カンボジアの一五六位を僅かに上回る程度である。つまり最も腐敗が進んだ国といえる。

(2) 国内法

実際、一九四七年に制定された腐敗防止法があるものの、同法に基づく厳しい取締りが行われているとはいえない。文字どおり「腐敗まみれ」の中で、どのようにコンプライアンスを遵守しつつビジネスを進めるかは机上の空論ではなく、現場での柔軟かつ臨機応変な知恵と工夫が要求されるといえよう。

(3) 国外法の域外適用

贈賄については、バングラデシユ国内法のみならず、米ドルを用いた決済等を理由として、米国の海外腐敗行為防止法（FCPA）が管轄を有するとして域外適用されるおそれもある。

また、日本人であれば、日本の不正競争防止法に基づく海外公務員に対する贈賄は、贈賄地が日本国内外であるかを問わずに处罚対象となる。そのため、バングラデシユにおける贈賄については、

バングラデシユ法のみならず、日本本法や米国法（場合によっては英国资法等）も視野に入れておく必要がある。

7 競争法（独占禁止法）

以下のとおり、バングラデシユにおいては、国内の競争法のみならず、他国の競争法・独占禁止法についても留意が必要である。

(1) 国内法

二〇一二年制定の競争法、および、執行機関としての競争委員会（Bangladesh Competition Commission）が存在している。ただ、

これらもほとんど名目的なものにすぎず、カルテル等に対して実効的な取締りをしているとまではいえない。

敗戦直後の日本がそうであったように、バングラデシユのような発展途上国では、国際競争力を獲得するために、むしろ国内産業が結託して財閥化・寡占化する必要も否定できず、そう考へると、バングラデシユ競争法の適用がすぐ活発になるであろうことは、



8 紛争解決

以下のとおり、バングラデシユにおいては、国内裁判も国内仲裁も、その公平性・迅速性に期待することはできない。コストのかかる国際仲裁は利用しないということで、いかに「裁判・仲裁以外の解決」により紛争を防ぐかが重要になってくる。

(1) 裁判

隣国インド同様、バングラデシユ国内の裁判は判決まで極めて長期間を要する。誇張ではなく「一〇年戦争」と覚悟した方がよいであろう。これは、裁判官の数に比して裁判件数が天文学的に多すぎるのでカルテルが行われた場合、そのカルテルの「効果」がバングラデシユ国内にとどまらず、日本や米国に及んだときには、日本の独占禁止法や米国の反トラスト法が適用され得る（いわゆる域外適用）。したがって、競争法については、バングラデシユ国内法のみならず、他の競争法・独占禁止法についても、ある程度の知識を押さえておく必要がある。

(2) 紛争解決

バングラデシユ国内法のみならず、他国の競争法・独占禁止法についても、ある程度の知識を押さえておく必要がある。

(1) 裁判

以上のとおり、バングラデシユのインフラや人材難は厳しい状況にあるものの、法的規制自体が他国と比べて厳しいとはいせず、むしろ、より開かれた環境にあるといえる。

また、恵まれていない環境だからこそ、先行者利益を獲得するチャンスはより大きく広がっているともいえる。チャレンジ精神の旺盛な日本企業の進出が望まれることである。Justice delayed is justice denied（遅延した裁判では正義は実現できない）という標語があるが、バングラデシユにおける裁判は、まさにこの標語のとおりである。

(2) カントリーリスク

justice denied（遅延した裁判では正義は実現できない）という標語があるが、バングラデシユにおける裁判は、まさにこの標語のとおりである。アジア諸国では、どうでも「公平」な解決すなわち「正義」の実現を裁判に期待すべきではない。これはバングラデシユでも例外ではない。裁判の公平性については、そもそも日系企業の国内裁判の事例が多くないために具体的な事例等の仔細な情報は少ないものの、他国同様、期待すべきではない。

(1) カントリーリスク

昨年のテロに象徴されるように、

国教がイスラム教であることに起

一方、仲裁については、他国同様、バングラデシユがニューヨーク条約に加盟しているため、日本その他国における仲裁を、バングラデシユ国内で執行できる可能性がある。

仲裁機関としては、バングラデシユ国内にも国際仲裁センターがあるものの、仲裁人のレベルや手続きの進行等に期待をすることは難しいので、シンガポール等の中立国における仲裁を利用する方が安全といえる。

(2) 仲裁

一方、仲裁については、他国同

様、バングラデシユがニューヨーク条約に加盟しているため、日本

その他国における仲裁を、バ

ングラデシユ国内で執行できる可能

性がある。

仲裁機関としては、バングラデシユ国内にも国際仲裁センターがあるものの、仲裁人のレベルや手続きの進行等に期待をすることは難しいので、シンガポール等の中立国における仲裁を利用する方が安全といえる。

(3) 仲裁

一方、仲裁については、他国同

様、バングラデシユがニューヨーク条約に加盟しているため、日本

その他国における仲裁を、バ

ングラデシユ国内で執行できる可能

性がある。

仲裁機関としては、バングラデシユ国内にも国際仲裁センターがあるものの、仲裁人のレベルや手

続きの進行等に期待をすることは難しいので、シンガポール等の中立国における仲裁を利用する方が安全といえる。

(4) セキュリティリスク

一方、仲裁については、他国同

様、バングラデシユがニューヨーク条約に加盟しているため、日本

その他国における仲裁を、バ

ングラデシユ国内で執行できる可能

性がある。

仲裁機関としては、バングラデシユ国内にも国際仲裁センターがあるものの、仲裁人のレベルや手

続きの進行等に期待をすることは難しいので、シンガポール等の中立国における仲裁を利用する方が安全といえる。

(5) セキュリティリスク

一方、仲裁については、他国同

様、バングラデシユがニューヨーク条約に加盟しているため、日本

その他国における仲裁を、バ

ングラデシユ国内で執行できる可能

性がある。

仲裁機関としては、バングラデシユ国内にも国際仲裁センターがあるものの、仲裁人のレベルや手

続きの進行等に期待をすることは難しいので、シンガポール等の中立国における仲裁を利用する方が安全といえる。

(6) セキュリティリスク

一方、仲裁については、他国同

様、バングラデシユがニューヨーク条約に加盟しているため、日本

その他国における仲裁を、バ

ングラデシユ国内で執行できる可能

性がある。

仲裁機関としては、バングラデシユ国内にも国際仲裁センターがあるものの、仲裁人のレベルや手

続きの進行等に期待をすることは難しいので、シンガポール等の中立国における仲裁を利用する方が安全といえる。

(7) セキュリティリスク

一方、仲裁については、他国同

様、バングラデシユがニューヨーク条約に加盟しているため、日本

その他国における仲裁を、バ

ングラデシユ国内で執行できる可能

性がある。

仲裁機関としては、バングラデシユ国内にも国際仲裁センターがあるものの、仲裁人のレベルや手

続きの進行等に期待をすることは難しいので、シンガポール等の中立国における仲裁を利用する方が安全といえる。

(8) セキュリティリスク

一方、仲裁については、他国同

様、バングラデシユがニューヨーク条約に加盟しているため、日本

その他国における仲裁を、バ

ングラデシユ国内で執行できる可能

性がある。

仲裁機関としては、バングラデシユ国内にも国際仲裁センターがあるものの、仲裁人のレベルや手

続きの進行等に期待をすることは難しいので、シンガポール等の中立国における仲裁を利用する方が安全といえる。

(9) セキュリティリスク

一方、仲裁については、他国同

様、バングラデシユがニューヨーク条約に加盟しているため、日本

その他国における仲裁を、バ

ングラデシユ国内で執行できる可能

性がある。

仲裁機関としては、バングラデシユ国内にも国際仲裁センターがあるものの、仲裁人のレベルや手

続きの進行等に期待をすることは難しいので、シンガポール等の中立国における仲裁を利用する方が安全といえる。

(10) セキュリティリスク

一方、仲裁については、他国同

様、バングラデシユがニューヨーク条約に加盟しているため、日本

その他国における仲裁を、バ

ングラデシユ国内で執行できる可能

性がある。

仲裁機関としては、バングラデシユ国内にも国際仲裁センターがあるものの、仲裁人のレベルや手

続きの進行等に期待をすることは難しいので、シンガポール等の中立国における仲裁を利用する方が安全といえる。

(11) セキュリティリスク

一方、仲裁については、他国同

様、バングラデシユがニューヨーク条約に加盟しているため、日本

その他国における仲裁を、バ

ングラデシユ国内で執行できる可能

性がある。

仲裁機関としては、バングラデシユ国内にも国際仲裁センターがあるものの、仲裁人のレベルや手

続きの進行等に期待をすることは難しいので、シンガポール等の中立国における仲裁を利用する方が安全といえる。

(12) セキュリティリスク

一方、仲裁については、他国同

様、バングラデシユがニューヨーク条約に加盟しているため、日本

その他国における仲裁を、バ

ングラデシユ国内で執行できる可能

性がある。

仲裁機関としては、バングラデシユ国内にも国際仲裁センターがあるものの、仲裁人のレベルや手

続きの進行等に期待をすることは難しいので、シンガポール等の中立国における仲裁を利用する方が安全といえる。

(13) セキュリティリスク

一方、仲裁については、他国同

様、バングラデシユがニューヨーク条約に加盟しているため、日本

その他国における仲裁を、バ

ングラデシユ国内で執行できる可能

性がある。

仲裁機関としては、バングラデシユ国内にも国際仲裁センターがあるものの、仲裁人のレベルや手

続きの進行等に期待をすることは難しいので、シンガポール等の中立国における仲裁を利用する方が安全といえる。

(14) セキュリティリスク

一方、仲裁については、他国同

様、バングラデシユがニューヨーク条約に加盟しているため、日本

その他国における仲裁を、バ

ングラデシユ国内で執行できる可能

性がある。

仲裁機関としては、バングラデシユ国内にも国際仲裁センターがあるものの、仲裁人のレベルや手

続きの進行等に期待をすることは難しいので、シンガポール等の中立国における仲裁を利用する方が安全といえる。

(15) セキュリティリスク

一方、仲裁については、他国同

様、バングラデシユがニューヨーク条約に加盟しているため、日本

その他国における仲裁を、バ

ングラデシユ国内で執行できる可能

性がある。

仲裁機関としては、バングラデシユ国内にも国際仲裁センターがあるものの、仲裁人のレベルや手

続きの進行等に期待をすることは難しいので、シンガポール等の中立国における仲裁を利用する方が安全といえる。

(16) セキュリティリスク

一方、仲裁については、他国同

様、バングラデシユがニューヨーク条約に加盟しているため、日本

その他国における仲裁を、バ

ングラデシユ国内で執行できる可能

性がある。

仲裁機関としては、バングラデシユ国内にも国際仲裁センターがあるものの、仲裁人のレベルや手